

第五次国有林野施業実施計画書

第三次変更計画

(今治松山森林計画区)

計画期間 [自 平成28年4月1日]
[至 平成33年3月31日]

[変更年月 平成31年3月]

四 国 森 林 管 理 局

第五次国有林野施業実施計画（今治松山森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき変更する。

- ① 7月豪雨災害等により発生した崩壊地等の保全施設を施工し、保安林機能を向上させるため。

【変更する項目】

4 治山に関する事項

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

4 治山に関する事項

位 置 (林班)	区 分	工 種	計 画 量
24	保安林の整備	その他 (森林整備)	3.35ha
		計	3.35ha
26、30、34、 [1049、1050]、 [1053、1054]	保全施設	溪間工	5箇所 (36.63ha)
[25、26]、35		山腹工	2箇所 (0.90ha)
		計	6箇所 (37.53ha)
計	保安林の整備	その他	3.35ha
		計	3.35ha
	保全施設	溪間工	5箇所
		山腹工	2箇所
		計	6箇所

注1：林班 [] の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工で重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。